

kaisetu2019a.dotx の記載要領

(1) 包括登録無線局の開設届兼包括登録開設局の変更届の注意点

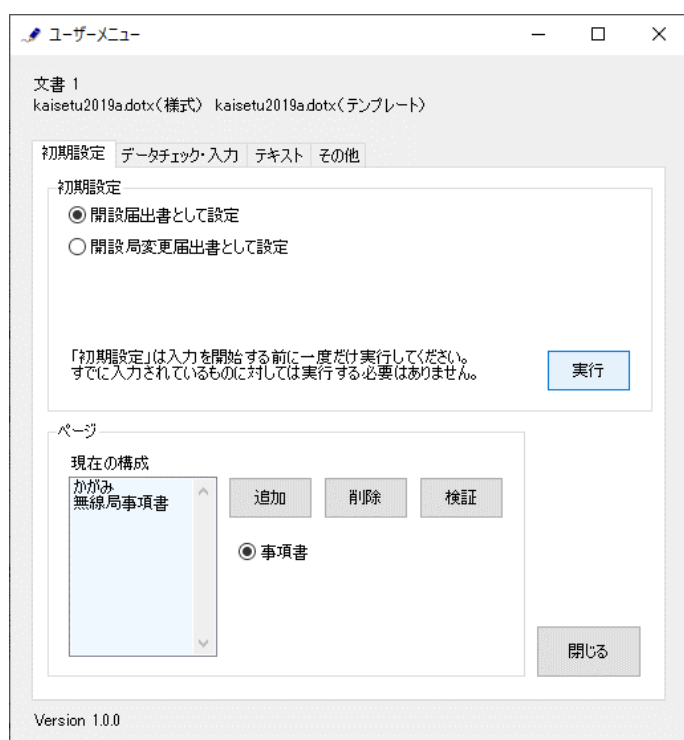
この様式は、簡易無線の包括登録局の開設届又は開設局変更届で利用できます。登録の変更申請には利用できません。

(2) 様式の選択と初期設定

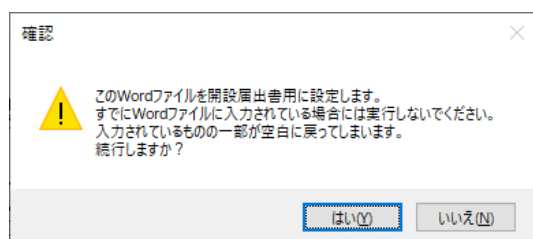
スタートメニュー（またはデスクトップ）の「電子申請サポートシステム」—「新規作成」フォルダに保存されている様式の **kaisetu2019a.dotx** を開きます。メニューの起動の仕方は、「各様式共通の記載要領」を参照してください。

● 「初期設定」タブ—「初期設定」

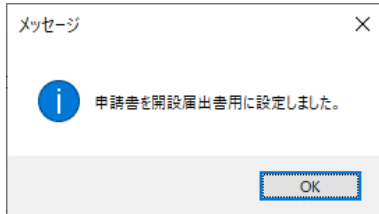
最初に宛先通信局を選択してから、「開設届出書として設定」か「開設局変更届出書として設定」を選んでから「実行」ボタンをクリックします。



警告が表示されたら確認して「はい」ボタンをクリックします。



設定が終わったら次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックしてください。



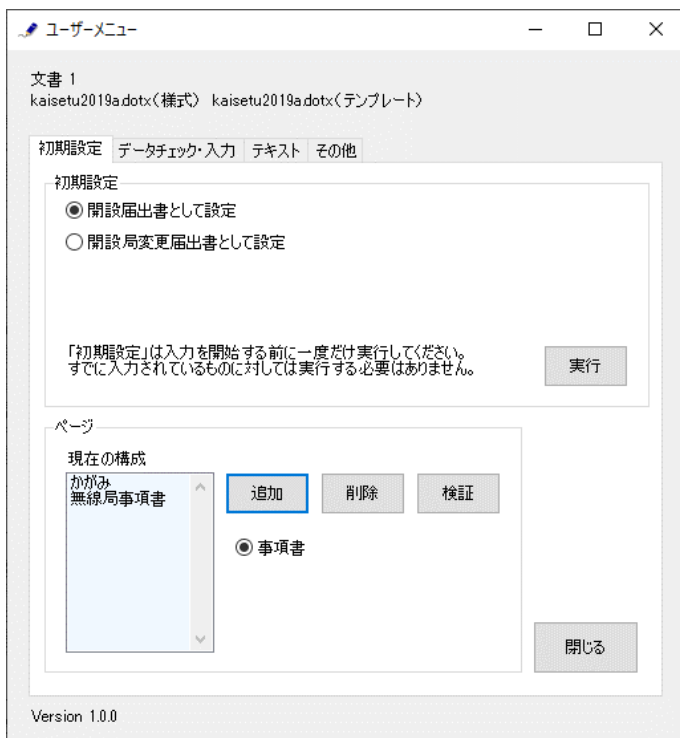
● 「初期設定」タブ「ページ」フレーム

「ページ」フレームには、「現在の構成」として、「かがみ」に始まって、現在存在する「無線局事項書」（別紙 開設局情報）がページ数分表示されています。

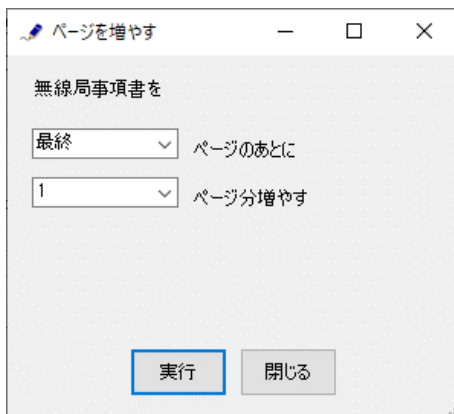
「追加」ボタンで無線局事項書のページを増やすことができます。「削除」ボタンで無線局事項書のページを減らすことができます。「検証」ボタンで現在の Word 文書のページ構成を取得しなおします。

● 追加する

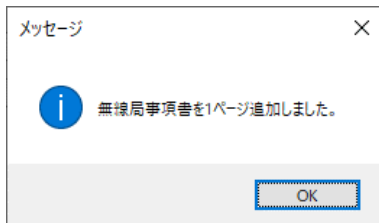
「追加」ボタンをクリックします。



無線局事項書を増やす位置を「ページのあとに」で指定し、追加するページ数を「ページ分増やす」で指定し、「実行」ボタンをクリックします。

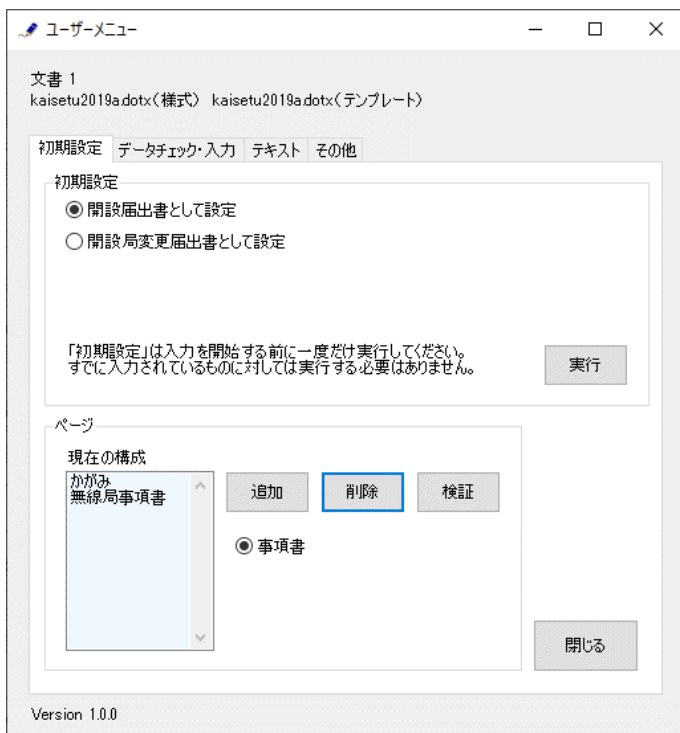


終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。

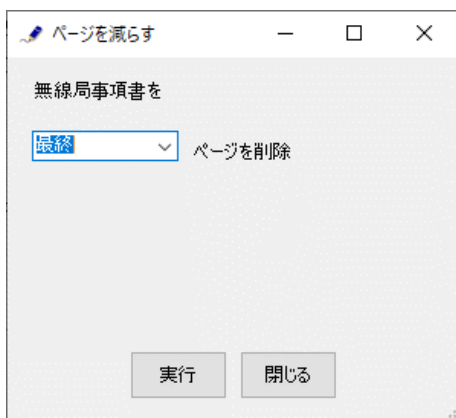


●削除する

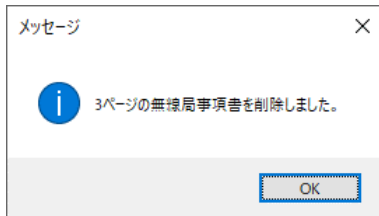
「削除」ボタンをクリックします。



無線局事項書を削除するページを「ページを削除」で指定し、「実行」ボタンをクリックします。ページの削除では、1 ページ分しか削除することはできません。複数のページを削除する場合には、本操作を繰り返し実施してください。



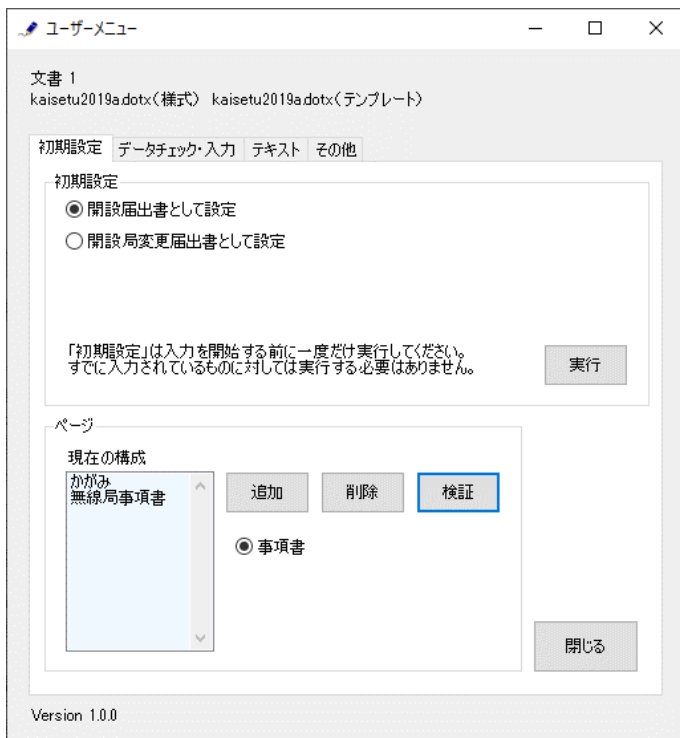
終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。



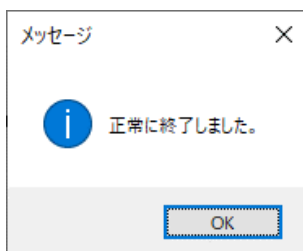
●検証する

「ページ構成」が現在の Word 文書とくいちがうと正しく動作できません。ページ構成を取得しなおすときには、「検証」ボタンをクリックします。

(通常はこの操作を行なう必要はありません)



終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。



「検証」ボタンをクリックしてもページ構成が Word 文書と一致しないときは、陸上無線協会宛てにその Word 文書をお送りください。

(3) かがみの作成

kaizetsu2019a.docx

包括登録に係る無線局の選択してください

令和 年 月 日

指定してください 殿

登録状交付後で運用開始日から15日以内

電波法第27条の32の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

1. 届出者

申請者 法人・団体・個人の別	
都道府県	
市区町村コード	
郵便番号	
住所	
氏名フリガナ	
氏名	印
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

代理人		復代理人	
都道府県		都道府県	
市区町村コード		市区町村コード	
郵便番号		郵便番号	
住所		住所	
氏名フリガナ		氏名フリガナ	
氏名	印	氏名	印
代表者役職		代表者役職	
フリガナ		フリガナ	
代表者氏名	印	代表者氏名	印

記

① 登録の番号	第 号
登録の年月日	年 月 日
⑦ 開設した無線局数	局

<届出の内容に関する連絡先>

所属	フリガナ
氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(注) 登録状の変更(登録人名、登録人住所、移動範囲、周波数及び電力の変更)に係る変更届は、本様式ではできません。包括変更登録申請書の様式を使用してください。

かがみ

表題	「開設」のときは「開設届出書」に、「開設局変更」のときは「変更届出書」にプルダウンを選択します。
表題 2	「開設届出書」のときは「第 27 条の 31」に、「開設局変更届出書」のときは「第 27 条の 32」にプルダウンを選択します。
記入年月日	実行している日の年月日が入力されます。

1. 届出者

復復代理人がある場合は、復代理人欄に復復代理人を記載して、復代理人を備考欄に入力します。

①登録番号、年月日	登録番号を登録状のとおりに入力します。プルダウンとフリー入力で構成します。年月日は半角数字で入力します。
⑦登録した無線局数	開設局数を半角数字で入力します。開設の場合に記載し、変更の場合には局数は入力しません。

(4) 事項書(別紙 開設局情報)の作成

2. 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

① 登録の番号	※1 ページ目に記載済み	
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	■■■■年■■月■■日	
③ 運用開始の期日	■■■■年■■月■■日	
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	コード[■■■■] (都道府県-市区町村コード)	
⑤ 移動範囲	■■■■	
⑥ 無線設備の工事設計の内容		
識別符号	■■■■ (開設の場合には識別符号、変更の場合には変更後の識別符号)	
	■■■■ (開設の場合には記入しない、変更の場合には変更前の識別符号)	
適合表示無線設備の番号	■■■■ (開設の場合には適合表示無線設備の番号、変更の場合には変更後の適合表示無線設備の番号)	
	■■■■ (開設の場合には記入しない、変更の場合には変更前の適合表示無線設備の番号)	
無線設備の製造番号	■■■■ (開設の場合には無線設備の製造番号、変更の場合には変更後の無線設備の製造番号)	
	■■■■ (開設の場合には記入しない、変更の場合には変更前の無線設備の製造番号)	
空中線の利得	■■■■	
指向方向	■■■■	
⑦ 開設した無線局数	※1 ページ目に記載済み	
⑧ 備考	■■■■	
⑨ 登録の有効期間 (地上無線協会専用)	■■■■年■■月■■日	

- (1) ⑧欄「登録局を開設した日」が高なる場合は、ページを追加して、別ページに記載すること。
(2) ⑧欄「無線設備の製造番号」及び「識別符号」が複数となる場合は、句点「。」で区別すること。
(3) ⑧欄「無線設備の製造番号」及び「識別符号」が複数となる場合は、「適合表示無線設備の番号」も、併記と相対するように複数記載すること。
(4) 無線設備の設置場所が変更となる場合は、⑧欄「無線設備の工事設計の内容」も併せて記載すること。

2. 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

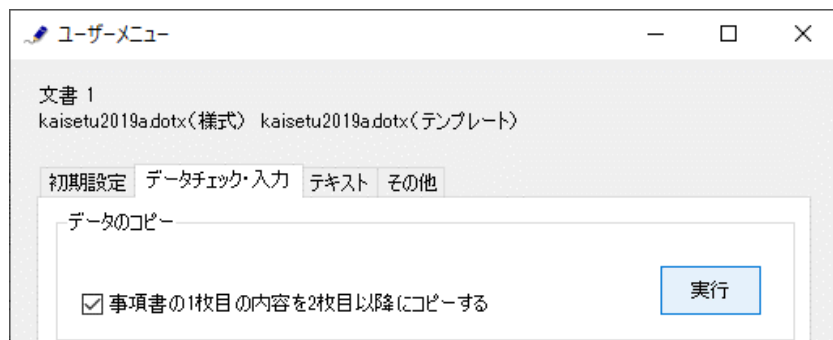
① 登録の番号	※かがみ作成時に記載済み	
② 登録局を開設した日、又は登録局に係る事項を変更した日	年月日を半角数字で入力してください。 3 欄「運用開始の期日」(変更した日)と異なる場合は、ページを追加して別に記載してください。	
③ 運用開始の期日	年月日を半角数字で入力してください。	
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	常置場所の変更の場合は、上段に新住所とその市区町村コード、下段に旧住所とその市区町村コードを入力してください。	
⑤ 移動範囲	プルダウン	「全国の陸上」「全国の陸上及び日本周辺海域」「北海道総合通信局管内の陸上」「東北総合通信局管内の陸上」「関東総合通信局管内の陸上」「信越総合通信局管内の陸上」「北陸総合通信局管内の陸上」「東海総合通信局管内の陸上」「近畿総合通信局管内の陸上」「中国総合通信局管内の陸上」「四国総合通信局管内の陸上」「九州総合通信局管内の陸上」「沖縄総合通信局管内の陸上」から選択することができます。
	プルダウン	「全国の陸上及びその上空」「全国の陸上及び日本周辺海域並びに

		それらの上空」「北海道総合通信局管内の陸上及びその上空」「東北総合通信局管内の陸上及びその上空」「関東総合通信局管内の陸上及びその上空」「信越総合通信局管内の陸上及びその上空」「北陸総合通信局管内の陸上及びその上空」「東海総合通信局管内の陸上及びその上空」「近畿総合通信局管内の陸上及びその上空」「中国総合通信局管内の陸上及びその上空」「四国総合通信局管内の陸上及びその上空」「九州総合通信局管内の陸上及びその上空」「沖縄総合通信局管内の陸上及びその上空」から選択することができます。
	フリー入力	全角で入力してください。
⑥ 無線設備の工事設計の内容		
識別符号	識別符号を入力します。複数ある場合には、連続するものは「～」でつなぎ、連続しないものは「、」（全角句点）で区切ります。適合表示無線設備の番号や製造番号と同じグループ数になるようにし、相関関係がわかるようにします。 セット替えの場合は、旧情報を下段に記載します。	
適合表示無線設備の番号	技術基準適合証明番号または工事設計認証番号を入力します。複数ある場合には、連続するものは「～」でつなぎ、連続しないものは「、」（全角句点）で区切ります。製造番号や識別番号と同じグループ数になるようにし、相関関係がわかるようにします。 セット替えの場合は、旧情報を下段に記載する。	
無線設備の製造番号	製造番号を入力します。複数ある場合には、連続するものは「～」でつなぎ、連続しないものは「、」（全角句点）で区切ります。適合表示無線設備の番号や識別番号と同じグループ数になるようにし、相関関係がわかるようにします。 セット替えの場合は、旧情報を下段に記載する。	
⑦ 登録した無線局数	※かがみ作成時に記載済み	
⑧ 開設局の備考	全角で入力します。	
⑨ 登録の有効期間	陸上無線協会専用の入力項目です。入力しないでください。	

納入告知先申出書を提出する場合は、登録申請書と同時に提出ください。開設届と同時提出はできません。
電波利用料の請求は、登録番号の単位に請求されますので、支払先を別にする場合は、別に登録を受ける必要があります。

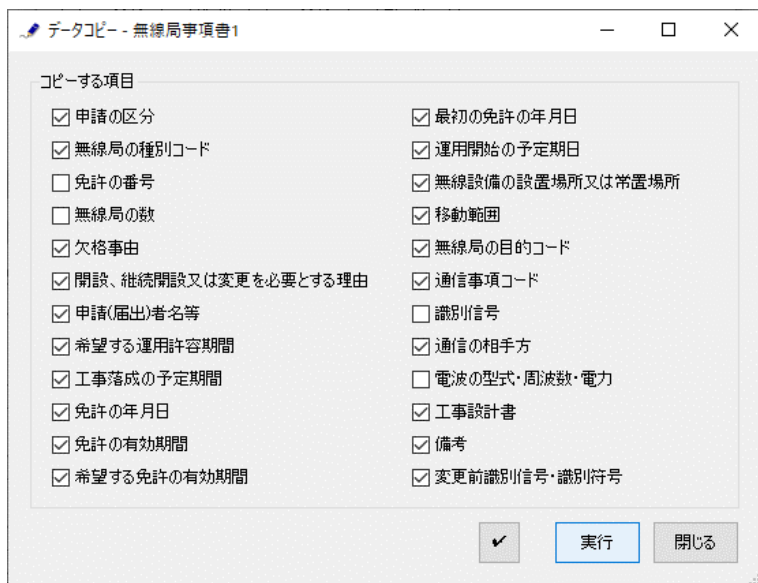
地方総通局（東海、信越、北陸）によっては納入告知先申出書は、原紙の提出が必要となります。

●事項書 1 枚目に入力した情報を 2 枚目以降に反映する



複数の事項書を入力するときは、最初に事項書の1枚目に入力してから、「データのコピー」フレームの「事書1枚目の内容を2枚目以降にコピーする」をチェックしてから「実行」ボタンをクリックします。

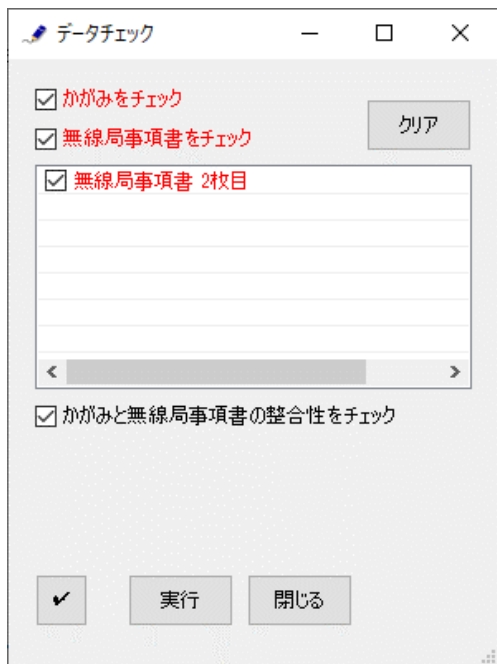
次の画面が表示されます。コピーしたい項目をクリックして選んでから「実行」ボタンをクリックします。



終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。

(5) データチェック

かがみと事項書の入力が完了したら、データチェックを実行してください。記載ミスを自動的にチェックし、ミスがあればメッセージが出ます。



データチェックが完了したら、名前を付けて保存し、陸上無線協会へのメールに保存した Word 文書を添付してお送りください。